

1. 「忘れられる権利」とは
 - 1-1. EUにおける「忘れられる権利」
 - 1-2. わが国における「忘れられる権利」
 - 1-3. 何が問題になっているのか？

2. 「忘れられる権利」と媒介者責任
 - 2-1. ネットワーク上の媒介者
 - 2-2. 米国通信品位法の免責規定
 - 2-3. 検索サービスに関する裁判例

3. 制度の比較
 - 3-1. 日米欧の責任制限規定
 - 3-2. 情報の消去と責任制限
 - 3-3. 検討すべき論点

自己紹介:小向太郎

(株)情報通信総合研究所 取締役
法制度研究部長 主席研究員
デジタル・フォレンジック研究会理事
早稲田大学政治経済学部卒
中央大学博士(法学)



【主な著書】

『情報法入門(第3版)』

『デジタル・ネットワークの法律』(NTT出版、2015年)

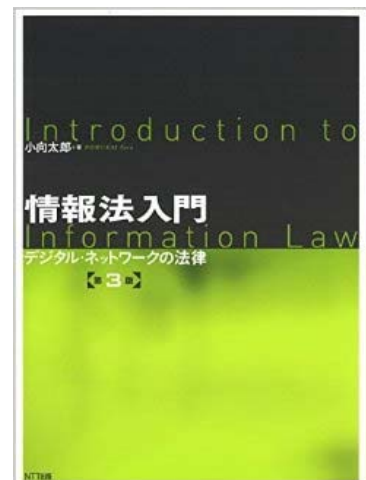
『入門 安全と情報』(共著、成文堂、2015年)

『表現の自由Ⅱ-状況から』(共著、尚学社、2011年)

『実践的eディスカバリ』(共編、NTT出版、2010年)

『プライバシー・個人情報保護の新課題』

(共著、商事法務、2010年) 等



1. 「忘れられる権利」とは

3

1-1. EUにおける「忘れられる権利」

○ 欧州

- － EUデータ保護規則(案)第17条「消去権(忘れられる権利)」
 - 第1項:(a)収集目的の終了、(b) 同意の取り下げ、(c) 異議申し立て、(d)違法な処理、(e)個人情報保護法の個別要請、(f)SNS等で集められた子供の情報
 - 第2項:公表情報の拡散先への通知等
 - 第3項:例外規定(表現の自由、法定の義務、公共の利益等)
- － Google v. Mario Costeja González(欧州司法裁判所)

4

1-2. わが国における「忘れられる権利」

- 裁判例
 - － 東京地裁平成26年10月9日決定
 - － さいたま地裁平成27年12月22日決定 等
- 検索サービス事業者による検討
 - － 検索結果とプライバシーに関する有識者会議「検索結果の非表示措置の申告を受けた場合のヤフー株式会社の対応方針について」(平成27年3月30日)

5

1-3. 何が問題になっているのか？

○ 「忘れられるべき」情報



○ 検索と削除請求

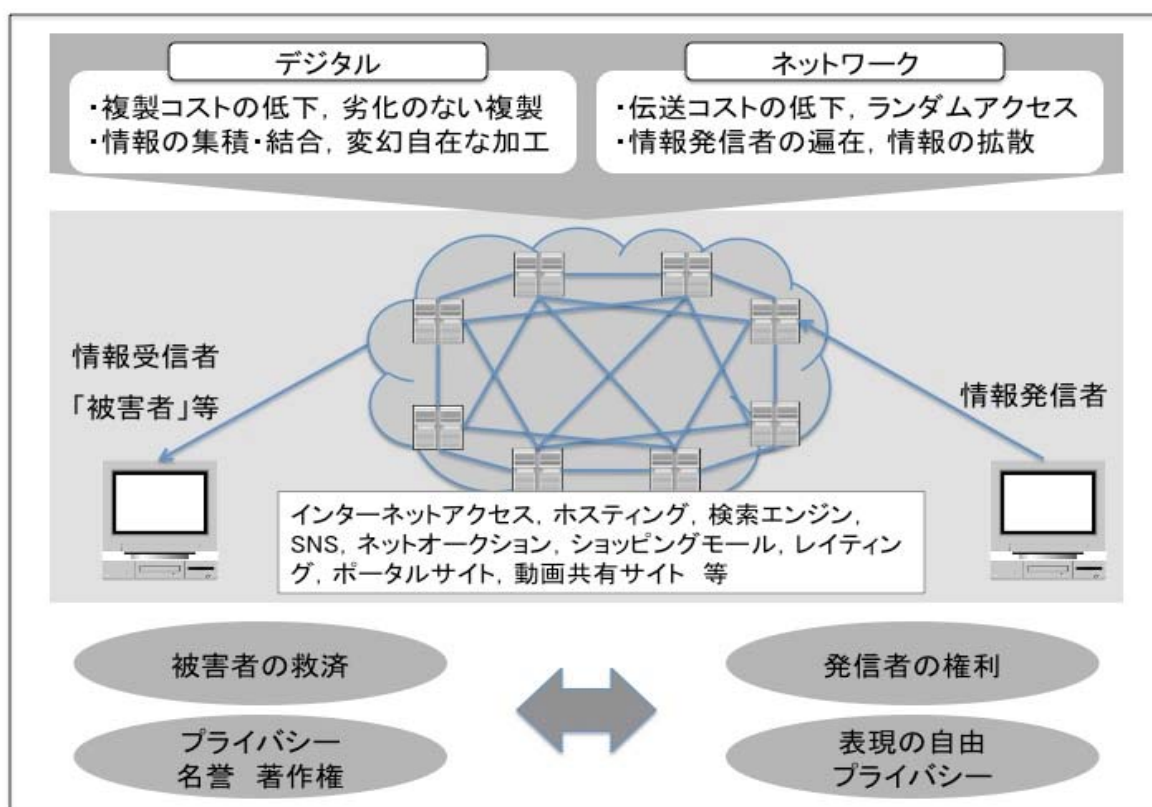


6

2. 「忘れられる権利」と媒介者責任

7

2-1. ネットワークにおける媒介者



出典: 小向太郎『情報法入門(第3版) デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)140頁

8

2-2. 米国通信品位法の免責規定

- 1996通信法の一部として成立した通信品位法(CDA)は、青少年保護に関する規制(違憲訴訟により一部違憲)や、プロバイダの責任について定めている

定義 (双方向コンピュータサービス)	コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアのプロバイダ((f)(2))
他者の発信情報に関する免責	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者(publisher)や表現者(speaker)として扱われてはならない((c)(1))
「グッドサマリタン」条項	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、違法な情報に対して削除等の措置を取ることに関しては、善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われない((c)(2))

- Communications Decency Act of 1996, 47 U.S.C. § 230.

9

(参考)通信品位法(CDA)成立以前の係争例

- 通信品位法の成立以前には、会員の情報発信に積極的に関与している事業者はその内容について責任を問われ、内容に関与していない事業者はその内容について責任を問われなかった、裁判例がある

Stratton Oakmont v. Prodigy Servs. Co.	Cubby, Inc. v. CompuServe Inc.
<ul style="list-style-type: none"> • プロデジー社のフォーラムサービス「マネートーク」に、ある投資銀行が不正を働いているというメッセージが掲載されたことに対してプロデジー社を提訴 • 電子掲示板の内容を編集者によって監理していると公言、問題となる言葉を含むメッセージを掲載する前に取り除くフィルタ(ソフトウェア)を設置していることなどから、公表者(publisher)であるとして責任を肯定 	<ul style="list-style-type: none"> • コンピューサーブ社の「オンライン・ディスカッション・フォーラム」でのキュービー社(雑誌社)を中傷する発言に関してコンピューサーブ社を提訴 • フォーラムの運営を他の会社に委託しており内容に関与していないことなどから、流通者(distributor)であるとして責任を否定

- Stratton Oakmont v. Prodigy Servs. Co., 1995 N.Y. Misc. Lexis 229 (Sup. Ct. 1995).
- Cubby, Inc. v. CompuServe Inc., 776 F. Supp. 135(S.D.N.Y. 1991).

10

- 通信品位法の免責規定は、プロバイダが名誉毀損情報等の存在を知っていても適用される

Zeran v. America Online
<ul style="list-style-type: none">• BBS上の名誉毀損の書き込みについてAOLに削除を要求したところ、AOLが削除を不当に遅らせたことなどによって被害を受けたとして提訴• 「プロバイダに会員のコンテンツに対する不法行為責任を課せば、表現の自由に対する萎縮効果につながる。プロバイダに責任を課せば、プロバイダは書き込まれるメッセージの数と種類を厳しく制限することになる」• 通信品位法230条の規定は、自社のシステム上で第三者が発信した名誉毀損情報についてプロバイダがその存在を知っていても適用になる

- Zeran v. America Online, 129 F.3d 327(4th Cir. 1997).

2-3. 検索サービスに関する裁判例

- 検索サービス提供事業者にも適用されている

Parker v. Google, Inc.	Mmubango v. Google, Inc.
<ul style="list-style-type: none">• Usenetの過去ログに含まれる名誉毀損表現等が検索結果に表示されることに対して、名誉毀損、プライバシー侵害であるとして損害賠償等を求めて提訴• 「検索サービスの提供者であるグーグルは、通信品位法230条における双方向コンピュータサービスのプロバイダであり、免責規定の適用を受ける」	<ul style="list-style-type: none">• 匿名の第三者による名誉毀損発言が検索結果に表示されることについて、検索エンジンからの削除を繰り返し求めたが、受け入れられなかった事に対して、損害賠償等を求めて提訴• 「グーグルは、第三者の発言を公表することについての「決定」を行った場合でも、州法上の名誉毀損責任を負わない。同様に、一度公表した第三者の発言の削除を行わないことでも責任を負わない」

- Parker v. Google, Inc., 422 F. Supp. 2d 492 (2006).
- Mmubango v. Google, Inc., 57 Comm. Reg. (P & F) 1036 (E.D. Pa. Feb. 22, 2013).

- 1998年デジタルミレニアム著作権法は、著作権保護の技術的手段の保護やプロバイダの責任について定めている

サービスの態様	媒介者責任の免責要件
(a) 通過的デジタル・ネットワーク通信: 送信・転送・接続の提供・中間的かつ一時的な蓄積	・直接の関与がないこと(他者の指示・自動的技術)
(b) システムキャッシング: キャッシングのための中間的かつ一時的蓄積	・内容に改変がなく標準的なキャッシングのプロトコルに従っていること
(c) 利用者の指示によりシステム又はネットワークに存在する情報: 利用者の指示による情報の蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害に関する善意・無過失、認知した場合の削除等 ・侵害行為をコントロールできる権利・能力 → 財政的な利益を受けていないこと ・侵害の通知がある場合には速やかに削除又はアクセス不能とすること
(d) 情報探知ツール: 情報探知ツールによる参照等	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害に関する善意・無過失、認知した場合の削除等 ・侵害行為をコントロールできる権利・能力 → 財政的な利益を受けていないこと ・侵害の通知がある場合には速やかに削除又はアクセス不能とすること

出典: 小向太郎『情報法入門(第3版) デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)140頁

- Digital Millennium Copyright Act of 1998, 17 U.S.C. § 512.

3. 制度の比較

3-1. 日米欧の責任制限規定

	日本	米国	EU
法律	プロバイダ責任制限法	通信品位法	電子商取引指令
対象者	「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」の「用に供される電気通信設備」を用いて「他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」	コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアのプロバイダ	ユーザから提供された情報を記録するサービスのプロバイダ
責任制限	当該情報の送信を技術的に防止（送信防止措置）できた場合で、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたことと認めるに足る相当な理由があるとき	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者（publisher）や表現者（speaker）として扱われてはならない	違法な行為や情報を実際に知らず、損害賠償請求に関しては、違法な行為や情報を明らかに示す事実や状況を知らないとき。上記を認識した場合には、遅滞なく、情報を削除するかアクセスを停止するための措置をとっているとき

15

3-2. 情報の消去と責任制限

- 米国では原則として免責になるが、EUおよび日本で免責規定が適用されたことはない
- ただし、免責要件が「認識なき場合」等に限定されている場合には、積極的管理や常時監視を求めるのでなければ、問題とならない

	日本	米国	EU
問題となる責任	不法行為責任（プライバシー侵害）	不法行為責任（プライバシー侵害）	データ管理者の義務（個人情報保護）
検索エンジンの免責	不明	適用	不明
責任が問われる場合	権利侵害を知りまたは知りうべき場合	原則免責	データ主体が当該情報と紐付けて表示されないことを望んでおり、その要請が正当と認められる場合

16

- (1) 一度は適法に公表できた(されるべきだった)情報の公開が、時の経過によって違法と評価されるのはどのような場合か
 - － プライバシーの放棄
 - － 犯罪報道と前科

- (2) 一定期間経過した情報について、サイト管理者(SNS、検索事業者、ISP等)に、削除請求を認める立法を整備すべきか
 - － 削除請求の要件
 - － 拡散への対応

- (3) 検索サービス提供事業者は、どのような場合に検索結果を削除する法的義務を負うのか
 - － 「ホスティング・プロバイダ」との違い
 - － 「表現の自由」「知る権利」